

学生起業家グランプリ企画運営・受賞者起業支援業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 実施目的

学生起業家グランプリ企画運営・受賞者起業支援業務（以下「本プロポーザル」という。）の受注者を選定するにあたり、事業の内容を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を、当該事業の最優秀提案者として選定することを目的とします。

2 業務概要

(1) 業務名称

学生起業家グランプリ企画運営・受賞者起業支援業務委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務の目的・内容

別紙「学生起業家グランプリ企画運営・受賞者起業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

(5) 事業限度費

495,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(6) 支払方法

業務完了確認後の一括払いとします。

3 担当課

鎌倉市共生共創部政策創造課政策創造担当

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467-23-3000（内線 2793）

Email：souzo@city.kamakura.kanagawa.jp

※ 電話によるお問い合わせについては、受付しておりません

4 参加条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、優先交渉権者として契約を締結するためには、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

ア 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

ウ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

- エ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- オ 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- キ 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ク 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(2) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は本プロポーザルへの参加を認めず、失格とします。

- ア 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- イ 参加申込の受付及び審査に必要な書類、並びに、企画提案の受付の手続に必要な書類を期限までに提出しなかった場合
- ウ 本市に提出した書類に虚偽の記載があった場合
- エ 見積額が事業費限度額を超えている場合
- オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- カ 選定の公平性を害する行為があった場合
- キ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員会委員長が失格であると認めた場合

5 スケジュール

事業者選定スケジュールは下記のとおりです。

日程		項目
令和 7 年 (2025 年)度	令和 7 年（2025 年）5 月 9 日	募集要領の公表 (本市ホームページに掲載)
	令和 7 年（2025 年）5 月 9 日 9 時から 令和 7 年（2025 年）5 月 15 日 17 時まで	募集要領への質問受付
	令和 7 年（2025 年）5 月 19 日	質問への回答 (本市ホームページに掲載)
	令和 7 年（2025 年）5 月 23 日 12 時まで	参加申込書・企画提案書等の提出締切
	令和 7 年（2025 年）5 月 23 日	参加資格の審査・通知
	令和 7 年（2025 年）5 月 29 日（予定）	プレゼンテーション
	令和 7 年（2025 年）6 月 6 日	結果通知

6 参加申し込み

- (1) 本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込の手續に必要な書類（以下「参加申込書類」という。）及び選定の手續に必要な書類（以下「提案書」という。）を持参により、担当課に提出してください。事前に担当課宛てのメールで、持参する日時を連絡してください。提出がない場合は、本プロポーザルへの参加は認めません。

(2) 受付期間

募集要領公表日から令和7年（2025年）5月23日12時まで

(3) 提出書類

参加希望者は、以下の書類を提出し、参加申込みを行うものとします。

あて先は鎌倉市長

提出書類、提出部数、提出期限

提出書類	部数	提出期限
① 参加意志表明書兼誓約書（様式1）	原本 1 部	令和7年（2025年） 5月23日12時まで
② 事業者概要（様式2）		
③ 業務実績調書（様式3）	正本 1 部	
④ 様式3を証するもの	副本（正本の写し） 5 部	
⑤ 企画提案書（様式任意）	原本 1 部	
⑥ 見積書（様式任意）	写し 5 部（※）	

（※） 写しには、企業名及びそれを推測することができる印・マークを記さないこと。

(4) 企画提案書について

企画提案書に添付する書類は任意としますが、仕様書等に基づいて作成し、次のア～キの内容を含めてください。また、表紙の次ページに目次を入れ、各ページにはページ番号を記載してください。

なお、ページ数は表紙を含め20ページ以内としてください。

企画提案書に添付する書類は、A4版横向きで作成し、文章での説明や解説を基本としながら、図表、イラスト、写真等を用いて、仕様書の「5 業務委託内容」の順で掲載するなど分かりやすく提案してください。

ア 本業務の目的を踏まえた基本方針及び本業務を実施する上で特に重要と考える提案のポイントを記載すること。

イ 仕様書5（1）について、参加者募集チラシのイメージを記載すること。

ウ 仕様書5（2）について、実施方針、内容を記載すること。

エ 仕様書5（3）について、実施方針を記載すること。

オ 仕様書5（4）について、実施方針、内容、出場者1人への支援に用いる時間を記載すること。

カ 仕様書5（6）について、実施方針、内容を具体的に記載すること。

キ 本業務による成果をより一層高めるために、上記ア～カ以外の事項、もしくは全体を通じて特筆すべき提案事項があれば記述すること。

(5) 見積書について

- ア あて先は鎌倉市長
- イ 事業限度額の範囲で作成してください。
- ウ 見積書の積算内訳が分かるように作成してください。

(6) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を担当課で行い、令和7年（2025年）5月23日までに参加資格の審査結果について、参加申込をした全ての事業者へメールで通知する予定です。参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、企画提案のプレゼンテーション（質疑応答を含む。以下「プレゼンテーション」という。）を行っていただきます。

7 質問の受付

本プロポーザルにおける募集要領、選考基準、様式及び仕様書（以下「募集要領等」という。）に関する質問がある場合は、「質問票（様式4）（以下「様式4」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

公表日から令和7年（2025年）5月15日17時まで

(2) 提出方法

様式4に必要事項を記載しメールに添付して担当課へ提出してください。メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後、担当課に受信確認の電話をしてください。メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しません。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和7年（2025年）5月19日に本市ホームページ上にて公表するとともに、質問及びその回答を公表したことについて、様式4の提出事業者及び当該公表時点で参加申込をした事業者へメールで連絡する予定です。

なお、質問は、匿名で公開します。

8 選定（プレゼンテーション・ヒアリング評価）

本事業は、プロポーザル方式により、公募に応じた参加事業者から企画提案書の提出を求め、鎌倉市が設置する選考委員会において提出書類及びプレゼンテーション内容を総合的に審査・評価し、当該事業の目的及び内容に最も適した者を優先交渉権者とします。

(1) 審査方法

ア 提出書類及び提案内容のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を勘案し、選考委員会の評価を踏まえ、優先交渉権者及び優先交渉権次席者を選定します。

イ 参加申込書提出者が1者であっても評価を行い、候補者として適当でないと認められる場合に、候補者としないことがあります。

(2) プレゼンテーション

ア 日時（予定）

令和7年（2025年）5月29日 午前中（参集時間及び会場は別途通知します）

イ プレゼンテーション

提案時間は 20 分以内とします。提案時間が 20 分を超過した場合は、打ち切りとします。

(ア) 出席者は、1 提案者あたり 3 名以内とします。

(イ) 説明は、企画提案書に沿って行うものとします。なお、提出資料及び提案に使用する機材（PC、スクリーン等）以外の使用は不可とします。

(ウ) 質疑応答の時間は、選考委員からの質問及びその回答を含め 15 分程度とします。

(エ) プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、事業者名や、事業者が特定できるような記述を行わないようにしてください。

(3) 選考基準

選考基準は、別紙「選考基準」のとおりとし、市が設置する選考委員会において、事業者からの提案を評価・選考します。選考委員会各委員の評価点を合計した得点の最も高い事業者を本業務の契約予定事業者として決定します。

なお、評価の結果、最高得点に同数が出た場合は選考委員会の合議により決定します。

また、選考にあたっては選考基準で設けた最低基準を上回ることを要件とし、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合には、再度公募を行うものとします。

(4) 結果通知

審査の結果について、令和 7 年（2025 年）6 月 6 日までに電子メールあるいは書面にて通知します。

9 契約

最優秀提案者に選定された提案者は、優先交渉権者として本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとします。最優秀提案者が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合、次点の提案者を優先交渉権者としてします。

10 結果公表

選定結果については、契約締結後に本市ホームページで公表するものとします。

11 その他留意事項

(1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(2) 本市に提出した書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。

(3) 本市に提出した書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに本市に提出した書類の内容を無償で使用（複写含む。）できるものとします。

(4) 提出された書類は返却しません。

(5) 本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月条例第 4 号）に基づき本市に提出した書類を公開することがあります。

(6) 参加申込の手続後に、辞退する場合は、「辞退届（様式 5）」を提出するものとします。

(7) 本市に送信するメール及びメールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対す

る予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施の上、送信してください。

(8) 本市は、メールに添付する電子ファイルを含めて約 15MB までのメールを受信可能（拡張子「lzh」は受信不可）です。受信できないサイズのメールの送付が必要な際は、担当課までメールで相談してください。本市の指定するオンラインストレージ経由での送信方法をお知らせします。

(9) 様式の（注意事項）の記載は、書類の作成に当たって削除しても構いません。

(10) 募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鎌倉市財務規則（平成 7 年規則第 34 号）等関係法令等の定めるところによります。

(11) 天災地変その他のやむを得ない事由により、本公募を執行することができないと認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。